

# やめよ! 徳山ダム

徳山ダム建設中止を求める会通信  
No. 33 (2000. 7. 14)  
事務局 TEL/FAX 0584-78-4119  
大垣市田町1-20-1 近藤方

## 7/25 収用委第3回審理

徳山ダム建設事業のもつ問題を明らかにしていきます/是非出席・傍聴を

前回、上田代表の問いに対して、端元会長は「審理を無理に急いだりはしない」と言わざるをえませんでした。次回からは、地権者としての言い分を述べて行きます。

7/7 朝日新聞(岐阜版) →

端元博保会長は再任されましたが、人事議案にこれだけの「反対」が出たのは珍しいことです。議会が本来のチェック機能を持つための第一歩となることを期待します。

## 「洪水吐き」入札(6月21日)

●徳山ダム工事で入札  
岐阜県藤橋村の揖斐川上流に建設中の徳山ダム工事で、水資源開発公団は二十一日、ダム本体の横に設け、大雨時の放流に使う「洪水吐(ば)き」と呼ばれる水路とゲート、コンクリート骨材製造設備、濁水処理設備などを建設する第一期工事の入札を実施。大林組、清水建設(以上、本社東京)大日本土木(本社岐阜市)の三社JV(共同企業体)が百三億九千五百万円(消費税含む)で落札した。工期は、二十二日から二〇〇四年九月八日まで。

↑中日新聞 6/22 ↓朝日新聞 6/23

そのうえで、建設省と水資源開発公団がただちに工事を中止し、数年間かけて環境アセスメント(環境影響評価)を実施することを求め、その間に水需要予測の見直しも実施すべきだと主張している。

徳山ダム訴訟で知事代理人

## 端元博保氏を 収用委員再任

県議会

県議会は六月定例会最終日の六日、任期満了を迎える県収用委員会の端元博保

と共産党の一人が反対したほかは賛成多数で可決。端元会長は七年前から委

員を委員に再任する議案を賛成多数で可決した。端元会長は、藤橋村の徳山ダム建設に反対するグループが県を相手に起こした住民訴訟で梶原拓知事の代理人を務めている。県収用委では同グループが所有する未買収建設用地について審理が進んでいることから、公正さを問う声があった。議案は県政民主党の五人

員を務めている。ダム反対派の「徳山ダム建設中止を求める会」(上田武夫代表)のメンバーらは六月二十八日、各会派に端元会長の委員再任に同意しないよう求めた。「求める会」事務局の近藤ゆりさんは「明らかに中立性を欠いており、まず『収用ありき』の委員会の実態をよくあらわしている」と批判した。

← 6月21日、「徳山ダム建設本体1期工事・洪水吐き」の入札が行われました。大型猛きん類保護を一切無視して、なりふり構わぬ工事強行が続きます。 ↓

徳山ダム工事

## 中止求める 声明文出す

市民団体

徳山ダムの本体工事の一部にあたる「洪水吐き」の第一期工事を、大手建設会社三社の特定建設工事共同企業体(JV)が落札したことから、市民団体「徳山ダム建設中止を求める会」は二十二日、改めて工事の中止を求める声明文を出した。

## 恒例：徳山村キャンプ 8/19(土)・20(日)

今年も、徳山村西谷の奥、門入にてキャンプを行います。食べ物は用意します。テントは要りませんが、寝袋又は毛布を持参して下さい。長袖シャツは必要です。参加希望の方は、お早めに事務局にご連絡下さい(0584-78-4119 FAX兼)。

会費 3500円(食費・飲み物・車代を含む)・・・子ども無料

19日 12時30分 大垣駅北口出発

13時 揖斐川総合庁舎出発

20日 13時頃 大垣駅帰着

# 藤橋村が10億円請求

水資源「19年間未払い分を」

岐阜県藤橋村の徳山ダム建設に絡む経緯として、水資源開発公社などが毎年、同村に支払っているダム対策費に未払いがあるとして、村が同公社などに約十億八千万円の支払を求め分かつた。公社は、村と合意のもとで毎年の分を清算しており、未払いはない」と要求しているが、一方、村は「公社が同じようなダム建設には今後協力をできない」との声明を出しており、公社は対応に苦慮している。

ダム対策費は、ダム建設に伴って増大した藤橋村の行政上の経費を、公社や電源開発、中部電力の三者が負担するもの。一九七五年に、村との間で協定が結ばれ、村からの毎年の請求に

に基づいて、公社側が査定したうえに支払ってきた。毎年の支払額は、人員費を中心として約二千三百三十万円といふ。しかし、村は査定を認められなかったものも、要検証」とされたものの中には、ダム建設に起因するものが残っていると主張。ダム建設に従事する作業員が出たお宿泊施設が遠く地区に整備した簡易水道の敷設費などを例に挙げる。そうした未払い分が、八〇年度から九八年度までには約十億八千万円に上ると見込んだ。村は九六年に水源地地帯性化事業のための協力金目標で約百二十二億円を三者に要求したものの、実現しなかった経緯がある。再び債権の要求を申し立てた背景には、ダム関連の資金を当て込んで計画した建設事業が、財政難で行き詰まりを見せていることなどがあ

## 村有林問題の解決を

### 藤橋村議会が決議

藤橋村の徳山ダム建設に伴って移転した同村の山林。東村、鶴見、東村、原山地区の人たちが、指定村有林の払い下げ問題が解決してはならないとして、徳山ダム本体と村有林工事の中止を求め申し入れた書が、村に提出された。村議会は同日開いた臨時会で、村に早急に解決するよう求める決議案を採決した。

指定村有林は、明治四十年代に地区が村に寄付した。登記上の所有権は村にあるが、本を採採して伐た収益などは地区の公共事業などに使われるようになってきた。面積は約七百畝。一部は、ダム建設予定地にかかると、昭和六十年代に村

## 徳山ダムをめぐる報道

―地域版から―

中日新聞 6/30 ↓

これは、報道されたのは初めてで、不明点が多くありますが、積み残した問題をたくさんかかえたまま、工事が進んでいるということは確かなようです。

中日新聞 6/6 ↓

2万年前の人の営みの痕跡が残る貴重な遺跡をきちんとした記録に残すこともせずに水没させようとしています。

中日新聞 6/5 ↓

大垣市民はせつかくのおいしい水を放棄して徳山ダムの水を飲むことを望んでいる？

# 大垣の水一番おいしい

北水源地 北市民見学会 飲み比べなど行事



七日までの水源地間には、高島(鹿角島)や摩羅湖(北水源地)や大垣市興福地町にある上水源地、北水源地(北水源地)の見学会が三百数十人、市内の小中学生一級生民の約四百人が水道の仕組みなどを学んだ。

北水源地は、市内に五カ所ある市水源地のうち最大の。地下水をくみ上げて、全市の供給量の約二〇％を占めている。

見学会には、江東小学校や南小学校から約二百人の児童が社会科の授業として参加。施設職員から上水道の仕組みについてパネルで説明を受けたり、ポンプ室での施設を見学した。

ほかに、いけすくマス釣りなどが盛んなコーナーや、屋

水の味比べのコーナーなどが開かれた水源地見学会(大垣市興福地町)

## 異動に不服、提訴 藤橋の教諭

異教養委員会が出した人事異動に不服を訴え、藤橋村教育委員会は五日、異動を撤回し、元主任教諭の藤橋村の徳山ダム水没予定地で旧石器時代の遺跡二ヶ所を屋敷遺跡一ヶ所を掘削担当。

藤橋村の職員として、同センターの職員として、藤橋村の徳山ダム水没予定地で旧石器時代の遺跡二ヶ所を屋敷遺跡一ヶ所を掘削担当。

藤橋村の職員として、同センターの職員として、藤橋村の徳山ダム水没予定地で旧石器時代の遺跡二ヶ所を屋敷遺跡一ヶ所を掘削担当。

## 長良川河口堰訴訟

### 名前「住民訴訟権限ある」

三重県が長良川河口堰(せき)建設の負担金を一般計から支出するのは地方財政法に違反するとして、成田正人同県参事市議ら住民十人が北川正恭知事らを相手取り、支出差し止めを求めた住民訴訟の控訴審判決が十三日、名古屋高等裁判所から出た。控訴審判決は、「公金の支出に当たっては、別会計への繰り入れは、公金の入れ替えは住民全体の利益を害するものとなる」として、堰建設をめぐる県の支出の

判決などによると、長良川河口堰の建設費は約千四百九十億円。このうち三重県は工業用水利用分として一九九五年(平成七)年度から三十三年度にわたって、利子を含めた約三百五十億円の水利費を一般計から工業用水事業費に支出している。これに対し、住民側は「現在工業用水の需要は

## 民主党政国会議員団

### 7/27(木) 徳山ダム視察

詳細は二〇日降に事務局にお問合わせを

計画から赤字の公営企業に予算を繰り入れて処理している例が多数ある。こうした支出は住民訴訟が禁止になることが位置づけられたことになる。北川正恭、三重県知事の話、県側の主張が認められず残念。判決文を検討し、今後の対応を考えた。

# 総選挙・アンケート

総選挙岐阜2区候補者に徳山ダム事業についてのアンケートを行いました。この通信の読者の方で岐阜2区にお住い方には、アンケート及び回答を投票日前に郵送しました。

## 岐阜2区・投票結果

	嶋 小昭次郎 (民新)	棚 泰 (自前)	橋 文 (共新)	森 房 (共新)	桜 義 (共新)
選挙区合計	75,983	120,053①		13,635	
得票率(%)	36.24	57.26		6.50	

**立候補予定者に  
ダムの是非問う**  
岐阜2区で徳山ダムアンケート

徳山ダム建設中止を求める会(上田武夫代表)は六日、衆院岐阜2区の立候補予定者三人に対して行った徳山ダム建設事業の是非などを問うアンケートの回答内容を明らかにした。

アンケートはダム建設に関連し治水、利水、自然保護の面から十項目の質問を選択形式で設け、用紙を添えて同区に立候補を予定す

る自民前職の棚橋泰文氏、民主新人の小嶋昭次郎氏、共産新人の森桜房義氏の三人に送付。回答は二百までに全員からファクスで寄せられた。

同会事務局によると、同封した用紙に記入して、各項目ごとに回答したのは森桜氏のみで、他の二氏は一枚の文書で示した。棚橋氏は「事業の本質に対する自分の理解といささか異なる観点から質問がなされている」とした上で、「環境に配慮しながら、事業推進によって揖斐川水系の治水の安全性を増すべき」と回答。小嶋氏は「質問の文中のデータに関する出典が明らかにされておらず、結論を下すにはより多くの資料と時間を要する」と回答した。森桜氏は「ダムの水道水は不要な主目的は新規利水環境アセスメントを実施すべき」などを選択し、中止を求める立場を明確にした。

## 徳山ダム裁判 第7回口頭弁論行われました(7月12日)

被告・建設大臣側は、新規利水の合理性(がないこと)が明確になるのを避けるために、建設省の事務官を証人として「土地収用法適用の手続きは間違っていない」という話にすりかえようとしています。またフルプラン改定時の水需要予測のデータを出し渋っています。予測と実績との大きな乖離を隠そうとしているのでしょうか?

朝日新聞 7/13→

**水需要データ  
県に提出要求**  
徳山ダム住民訴訟  
藤橋村で水資源開発公団が建設を進める徳山ダムに反対している住民らが、国や県などを相手取って起こした二つの裁判の第七回口頭弁論が十二日、岐阜地裁(青山邦夫裁判長)であった。県を相手取った住民訴訟では、県側が準備書面で主張する揖斐川流域の将来の水需要について、原告側は「根拠となる科学的データをきちんと提出してほしい」と要求した。国を相手取った行政訴訟で、原告側は、今後も利水面に争点を絞って審理を進めるため、国側が準備書面で示した内容の根拠となった建設費の担当者らを証人として呼びたい考えを示した。

裁判日程：9月13日(水) / 12月6日(水) いずれも岐阜地裁で13時30分から。

## 徳山のワシタカは今

水公団は現在、大型猛きん類保護についての何の対策もせずに工事を進めています。4月に発足した「徳山ダム環境対策委員会」(8人)の「ご意見を聞いている」ことを楯に、公団は住民には何の情報も公開していません。徳山ダム事業地でのクマタカの巣立ちは3年続けて0であったと思われます。公団はこの状況を前提に「繁殖していないのだから、保護策は必要ない」と強弁していくことでしょう。このままいけば、徳山の地は、イヌワシ・クマタカの墓場として記録されることになってしまいます。

原告の方には今年度後半分の振込用紙を同封します。よろしくお願いたします。

「やめよ! 徳山ダム」徳山ダム建設中止を求める会通信 編集責任：近藤ゆり子

事務局 大垣市田町1-20-1 TEL/FAX 0584-78-4119  
郵便振替：00800-7-31632 Email: tokuyama@geocities.co.jp  
URL: http://www.geocities.co.jp/WallStreet/1214/